

I 存続、廃止の区分（他県の状況を踏まえての区分）

- 存続は、林業公社が経営改善を推進しながら、分収林契約（3,747件）が全て終了する平成88年度まで、分収林の適正な管理・経営を継続する場合とした。
- 廃止は、林業公社の解散を前提として、分収林契約を県に移管する場合と、分収林契約を解除し土地所有者に戻す場合とに区分した。

II 県、林業公社におけるメリット、デメリット

区 分		存 続	廃 止	
			分収林契約を県に移管する場合	分収林契約を解除し、土地所有者に戻す場合
1 全国の林業公社等の状況 (平成24年3月31日時点)		35都道府県(37公社) (うち4県(4公社)が廃止を決定し、県営林化等の事務手続き中)	4県(4公社)が移管済み。	なし
2 契約森林の 適正な管理・経営	メリット	管理・経営：林業公社 ① 契約に基づき、適切に管理することが可能。 ② 地域の森林状況に応じ、持続性のある林業経営を進めている。	管理・経営：県 ① 県営林として県が適切に管理することが可能。 ② 県の責務として、持続性のある林業経営が可能。	
	デメリット		・県は、分収林の整備経過や境界などを新たに確認する業務が発生する。	管理・経営：森林所有者 ① 所有者の意向に委ねられ、管理が不確実。 ② 経営する森林が所有者ごとに分散され小規模となること、また、新たに施業を委託する事業体が必要となることから経営が困難となる。
3 県土の保全	メリット	① 公的な管理で森林が維持され、水源かん養などの森林の公益的機能が期待できる。 ② 大面積の伐採を避けた施業を実施するため、裸地化を回避し、森林の公益的機能が継続される。	① 公的な管理で森林が維持され、水源かん養などの森林の公益的機能が期待できる。 ② 大面積の伐採を避けた施業を実施するため、裸地化を回避し、森林の公益的機能が継続される。	
	デメリット			・管理が不確実となり、立木伐採後の裸地化等が懸念され、水源かん養などの森林の公益的機能低下が危惧される。
4 廃止に伴う業務 関係	メリット			
	デメリット		① 変更契約や森林の資産評価など、県の業務量が増大する。 ② 変更契約は、相手の合意が必要なうえ事務手続きに数年を要する。(3,747件の変更契約) ③ 今後、契約森林を管理・経営するために県の業務が増大し、人的体制整備が必要となる。	・林業公社の廃止を前提とする契約解除は、契約の規定上契約不履行にあたり、所有者の同意を得ることが極めて困難である。
5 廃止に伴う県の 経費関係 (H24~H88)	メリット			
	デメリット		① 特別交付税約117億円(累計)が措置されなくなる。 (森林整備法人に対する長期借入金に係る利子補給、無利子長期貸付及び債務引受けに要する経費に対する特別交付税) ② 新たな経費負担が約103億円必要となる。 ・契約変更に伴う人件費等約2億円 ・日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)からの借入金返済に伴う経費約101億円 (元本約91億円、利息約10億円)	① 特別交付税約117億円が措置されなくなる。 (森林整備法人に対する長期借入金に係る利子補給、無利子長期貸付及び債務引受けに要する経費に対する特別交付税) ② 新たな経費負担が発生する ・契約解除に伴う経費 未定 ・公庫からの借入金返済に伴う経費約101億円 ③ 林業公社が分収林契約を解除し解散するには、負債(H23現在310億円)を清算する資金を調達する必要がある。

区 分		存 続	廃 止	
			分収林契約を県に移管する場合	分収林契約を解除し、土地所有者に戻す場合
6 国の支援策 (H24年度時点)	メリット	① 国の補助施策が活用できる。 分収林施業転換促進事業 H23:800万円(H22~24年度) ② 県に特別交付税措置がされている。 H23:1億2千万円 (H24~H88累積約117億円が見込み額)	① 公庫への補償分として、県は第三セクター等改革推進債 (以下「三セク債」という。)の活用が可能。(H21~H25)	・公庫への補償分として、県は三セク債の活用が可能。 (H21~H25)
	デメリット		① 森林整備法人に対する国の支援策が活用できない。 ② 県への特別交付税措置が無くなる。	① 森林整備法人に対する国の支援策が活用できない。 ② 県への特別交付税措置が無くなる。
7 県への債務関係 (S41~H88)	メリット	① 国の支援を受け、経営改善を図ることが可能となる。 ② 木材価格の上昇により、債務が無くなる可能性がある。	① 今後は県への債務が発生しない。 ② 三セク債の活用が可能となる。	① 今後は県への債務が発生しない。 ② 三セク債の活用が可能となる。
	デメリット	現在の試算では、H88契約満了時まで事業を継続すると 債務残高が約107億円となる見込み。 (県への債務は木材価格の変動により増減し、事業が終了するまで確定しない。) 【債務残高:H23年度末約310億円。最高H33約334億円】	① 林業公社に関する県の負担額が約310億円となる。 ② 県貸付金約219億円が回収困難になると考えられる。 (代物弁済分を除く) ・元金160億円、利息59億円 ③ 林業公社の公庫からの借入金(S53~H23)約91億円を県 が返済する必要が生ずる。	① 林業公社に関する県の負担額が約310億円となる。 ② 県貸付金約219億円が回収困難になると考えられる。 (代物弁済分を除く) ・元金160億円、利息59億円 ③ 林業公社の公庫からの借入金(S53~H23)約91億円を県が返済する必要が生ずる。

### Ⅲ 今後の事業費見通し (林業公社の長期見通しのシミュレーション (H24年8月作成) による)

今後の収入・支出 (金額は H24~H88 契約満期までの 65 年間の試算額)	項目	収入		支出		前提条件 ・林業公社と同等の事業内容を、県営林特別会計で実施。	
		金額	内容	金額	内容		
※H24年8月時点 での試算	収入	木材販売	約 625 億円	505 万 m3 (12,400 円/m3)	約 625 億円	505 万 m3 (12,400 円/m3)	所有者が独自に販売する。
		補助金	約 91 億円	(国、県の造林補助金)	約 64 億円	(国の造林補助金)	—
		県借入金	約 196 億円	(元金 196 億円)	約 223 億円	(県一般会計から県営林特別会計への借入)	—
		公庫借入金	約 24 億円	(元金 24 億円)	約 24 億円	(元金 24 億円)	—
		計(A)	約 936 億円		約 936 億円		—
	支出	事業費	約 374 億円	(間伐、伐採等の経費)	約 374 億円	(間伐、伐採等の経費)	所有者が経費を負担し、事業を実施する。
		管理費	約 37 億円		約 59 億円		—
		分収交付金	約 69 億円	(木材販売収益を分収率に応じ所有者に交付する額)	約 69 億円		—
		県借入金返済	約 196 億円	(元金 196 億円)	約 223 億円		—
		公庫借入金返済	約 57 億円	(元金 24 億円、利息 33 億円)	約 37 億円	(元金 24 億円、利息 13 億円)	—
計(B)	約 733 億円		約 762 億円		—		
収益(A-B) ※1	約 203 億円 (約 168 億円~約 238 億円) 【木材単価 1,000 円/m3 の増減により収益 35 億円増減】		約 174 億円 (約 139 億円~約 209 億円) 【木材単価 1,000 円/m3 の増減により収益 35 億円増減】			—	

### Ⅳ 今後の県歳入、歳出及び負担額の見通し (H24~H88)

歳入・歳出	県の歳入・歳出	歳入(a)	約 117 億円 (林業公社への無利子貸付等に対する特別交付税)	約 6 億円 (普通交付税、三セク債活用の特別交付税)	—
		歳出(b)	約 46 億円 (林業公社への造林補助金、派遣県職員の人件費)	約 103 億円 (公庫への返済、契約変更事務の県職員人件費)	未定
		差引(c) (a-b)	約 71 億円	△約 97 億円	—
	今後の事業費見通しによる収益(d) (上記Ⅲ表の収益 ※1)	約 168 億円~約 238 億円	約 139 億円~約 209 億円	—	
	合計(e) (c+d)	約 239 億円~約 309 億円	約 42 億円~約 112 億円	未定	

県の負担額 (△) の 見通し	H23(f)	△約 310 億円	△約 219 億円 (公庫への債務約 91 億円は(b)で返済し、減額)	△約 310 億円
	H88(f-e)	△約 71 億円~△約 1 億円	△約 177 億円~△約 107 億円	△約 310 億円以上